

お知らせ

水道料金の基本料金を2か月間免除します



問い合わせ 水道課経営総務担当 ☎989-2363

原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰等の影響を受けた市民や事業者の負担を軽減するための支援として、水道料金の基本料金を2か月間免除します。

対象

免除の対象期間中に、市と給水契約をしている全ての使用者

※国、地方公共団体の施設等は除きます。

免除の対象期間

○奇数月検針の場合

令和5年7月検針分(6・7月分)

○偶数月検針の場合

令和5年8月検針分(7・8月分)

免除となる金額

対象期間中の水道料金請求額のうち、基本料金(消費税および地方消費税額込み)の全額

▼口径別基本料金表

水道メーターの口径	1か月当たり(税込み)	2か月当たり(税込み)
13mm	550円	1,100円
20mm	880円	1,760円
25mm	2,420円	4,840円
30mm	3,520円	7,040円
40mm	7,480円	1万4,960円
50mm	1万1,000円	2万2,000円
75mm	2万7,500円	5万5,000円
100mm	5万5,000円	11万円
150mm	11万円	22万円

注意事項

- 免除の手続きで、市役所や上下水道料金センターから電話や訪問をすることは原則ありません。
- 免除の手続きのために、銀行やATMに誘導することはありません。
- 不審に思った場合は、口座番号や電話番号を答えず、家族に相談または市役所や警察までお問い合わせください。

- 水道メーターの検針は、2か月に1回行っています。
- 基本料金の額は、ご使用の水道メーターの口径によって異なります。水道メーターの口径は、検針票(使用水量等のお知らせ)をご確認ください。
- 使用水量に応じて請求する水量料金(従量料金)は、免除の対象外です。
- 下水道使用料、農業集落排水施設使用料は、免除の対象外です。
- 対象期間の途中で水道の使用を開始または中止したときなど、使用期間が2か月に満たない場合は、免除額が口径別基本料金表の金額より少なくなることがあります。

免除方法

- 水道料金の請求額から基本料金相当額を差し引きます。
- 検針票には、基本料金を免除した後の金額が表示されます。
- 基本料金を免除した後の請求額が0円となる場合は、納入通知書を送付しません。口座振替を利用の場合は、振替がありません。



免除の手続き 不要

お知らせ

高齢者等を対象としたオミクロン株対応ワクチン追加接種を実施しています



問い合わせ 保健相談センターワクチン接種推進担当 ☎978-7655

65歳以上の高齢者、5歳から64歳までの基礎疾患を有する人および医療介護従事者等を対象とした新型コロナワクチン令和5年春開始接種を8月まで実施しています。この機会に、ワクチン接種をご検討ください。

なお、7月から、実施体制を縮小しています。

また、9月以降は、初回接種(1・2回目接種)を終了した5歳以上の人を対象にした令和5年秋開始接種を予定しています。詳しくは、後日広報ひだかや市ホームページでお知らせします。